

避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名： 放課後等デイサービスゆういく 】

【所在地：川口市幸町2-7-18フォレストビル202 】

2025 年 10 月 作成

施設の最大浸水深

浸水深		(垂直避難の目安)
<input type="checkbox"/> 0.5m未満	→	1階へ避難可能
<input type="checkbox"/> 0.5m～3m未満	→	2階以上へ避難可能
<input checked="" type="checkbox"/> 3m～5m未満	→	3階以上へ避難可能
<input type="checkbox"/> 5m以上	→	安全な場所へ避難

様式編 目次

：市町村へ提出する書類

□ 自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	7
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	7
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	8
-	施設周辺の避難地図	別紙1	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	15
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	16
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	16

□ 自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	7
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	7
-	施設周辺の避難地図	別紙1	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
15	防災体制一覧表	様式12	14

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づき、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 8 名	約 4 名	約 0 名	約 0 名
夜間	約 2 名	約 2 名	約 0 名	約 0 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または 午前10時の時点で、全県下又は「川口市」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報または暴風特別警報

大雨警報または大雨特別警報

洪水警報

4 防災体制

《自衛水防組織を設置しない場合》
 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
【警戒レベル2】 （気象情報） ・洪水注意報発表 ・大雨注意報発表	注意 レベル2 体制 確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
【警戒レベル3】 （避難情報） ・「高齢者等避難」の発令 （気象情報） ・洪水警報 ・大雨警報	警戒 レベル3 体制 確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導 外来診療中止の指示（病院の場合）	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員）
【警戒レベル4】 （避難情報） ・「避難指示」の発令 （気象情報） ・大雨特別警報	非常 レベル4 体制 確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル 2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



レベル 3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。



レベル 4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想されており、公共交通機関の計画運休が予定されている場合は、避難の準備をし、早めに避難を開始する。
 また、協定を締結した地域の企業等と連携して、早めに避難を開始する。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ ・ ラジオ ・ インターネット <li style="padding-left: 20px;">- 気象庁 https://www.jma.go.jp/jma/index.html
	洪水予報、河川の水位情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット <li style="padding-left: 20px;">- 国土交通省 川の防災情報 https://www.river.go.jp/index <li style="padding-left: 20px;">- 埼玉県 川の防災情報 http://suibo.saitama-river.info/
	高齢者等避難 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ メール配信サービス ・ インターネット <li style="padding-left: 20px;">ホームページ http://www..jp/ <li style="padding-left: 20px;">ツイッター https://twitter. ・ 緊急速報メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視 (ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 1 1

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、

「幸町小学校（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは幸町小学校（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

6 避難誘導

様式 4

(1) 避難場所、移動距離及び手段

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	幸町小学校	290	m		 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（避難所）

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）			m		 台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階		移動手段
屋内安全確保（洪水）	幸町小学校	4	階	徒歩

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「幸町小学校」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	筆記用具

浸水を防ぐための対策
土のう、止水板

8 防災教育及び訓練の実施

- 毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
- 毎年 8 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ①毎年 5 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 10 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

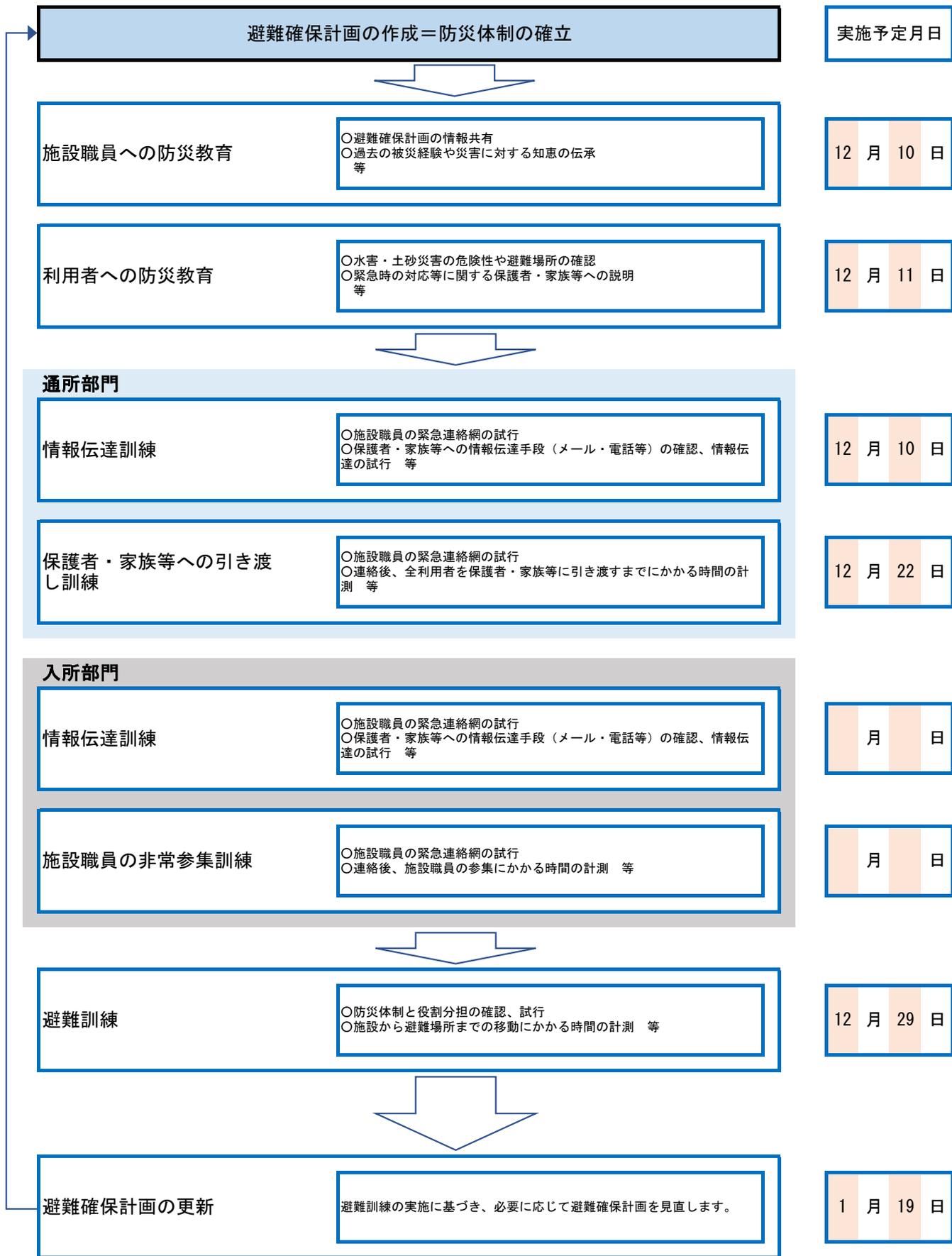
	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	幸町小学校		幸町小学校4階

避難経路に危険箇所がないか等を確認し、複数の避難経路を設定してください。

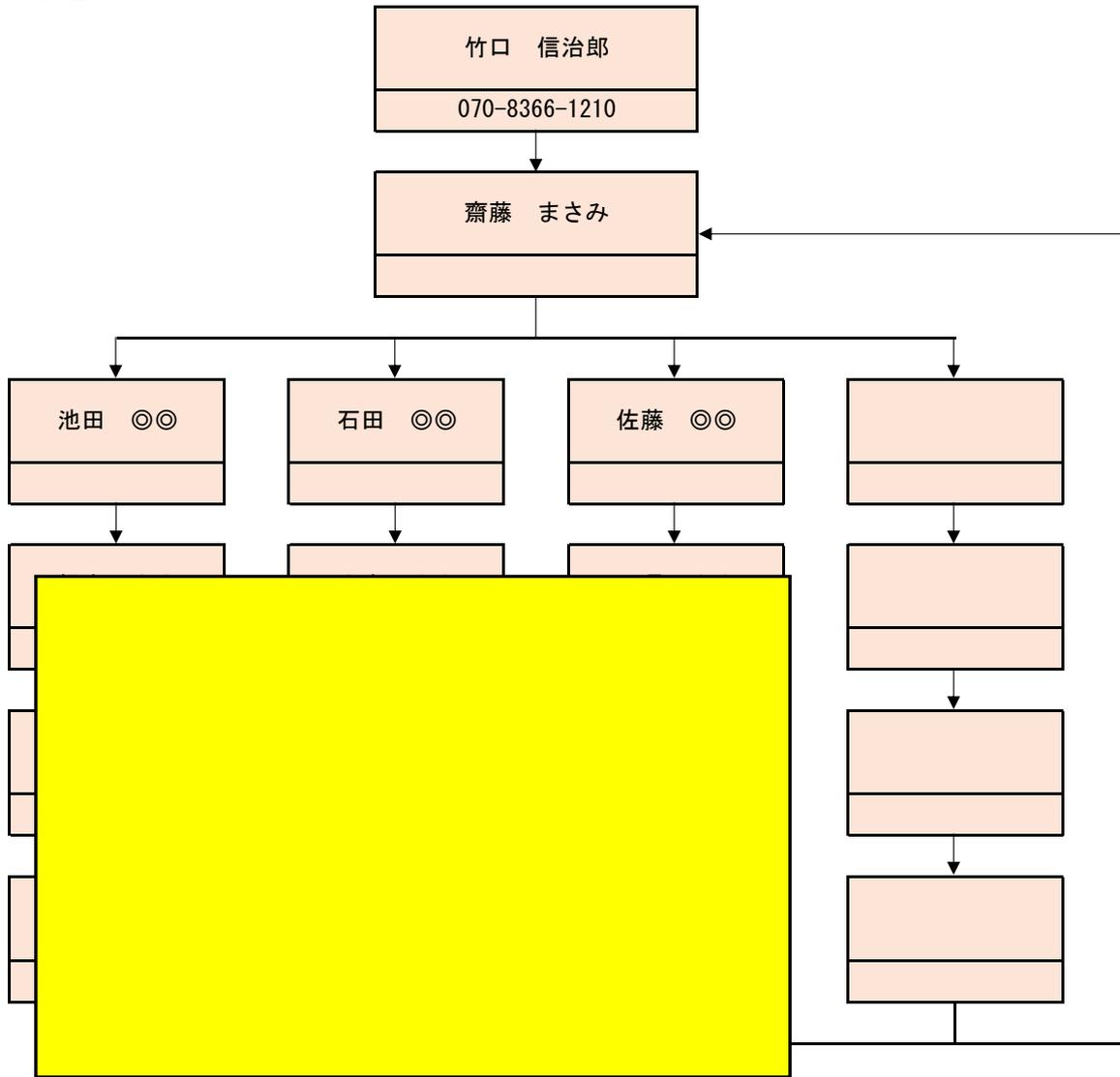


※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
 避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

10 防災教育及び訓練の年間計画



1 2 緊急連絡網



※ HP掲載用として、電話番号等の情報は伏せる

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市	048-258-1110 (代表)	市役所
	048-242-6358 (直通)	危機管理課
	048-259-7926 (直通)	障害福祉課
	048-259-7652 (直通)	高齢者福祉課
消防署	048-222-8281	市消防本部
警察署	048-253-0110	警察署
避難誘導等の 支援者		
医療機関		

15 防災体制一覧表

管理権限者 (施設長) (代行者 法人理事)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (竹口 信治郎) 班員 (2) 名 ・ 竹口信治郎 ・ 池田賢司 ・ ・	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	班長 (齋藤まさみ) 班員 (4) 名 ・ 石田朋伸 ・ 佐藤美和 ・ 根本智子 ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認